

2026年10月9日判決 (令和6年(受)第2078号)

バンドスコア訴訟 最高裁判決 調査レポート

著作権なき「労力の成果」はいかにして保護されたか

境界線の再定義とビジネスへの影響

最高裁の結論：約1.69億円の賠償命令が確定

Impact Box

The Fact

¥1.69億

最高裁第二小法廷（三浦守裁判長）は2026年10月9日、上告を棄却。裁判官4人全員一致。

The Significance

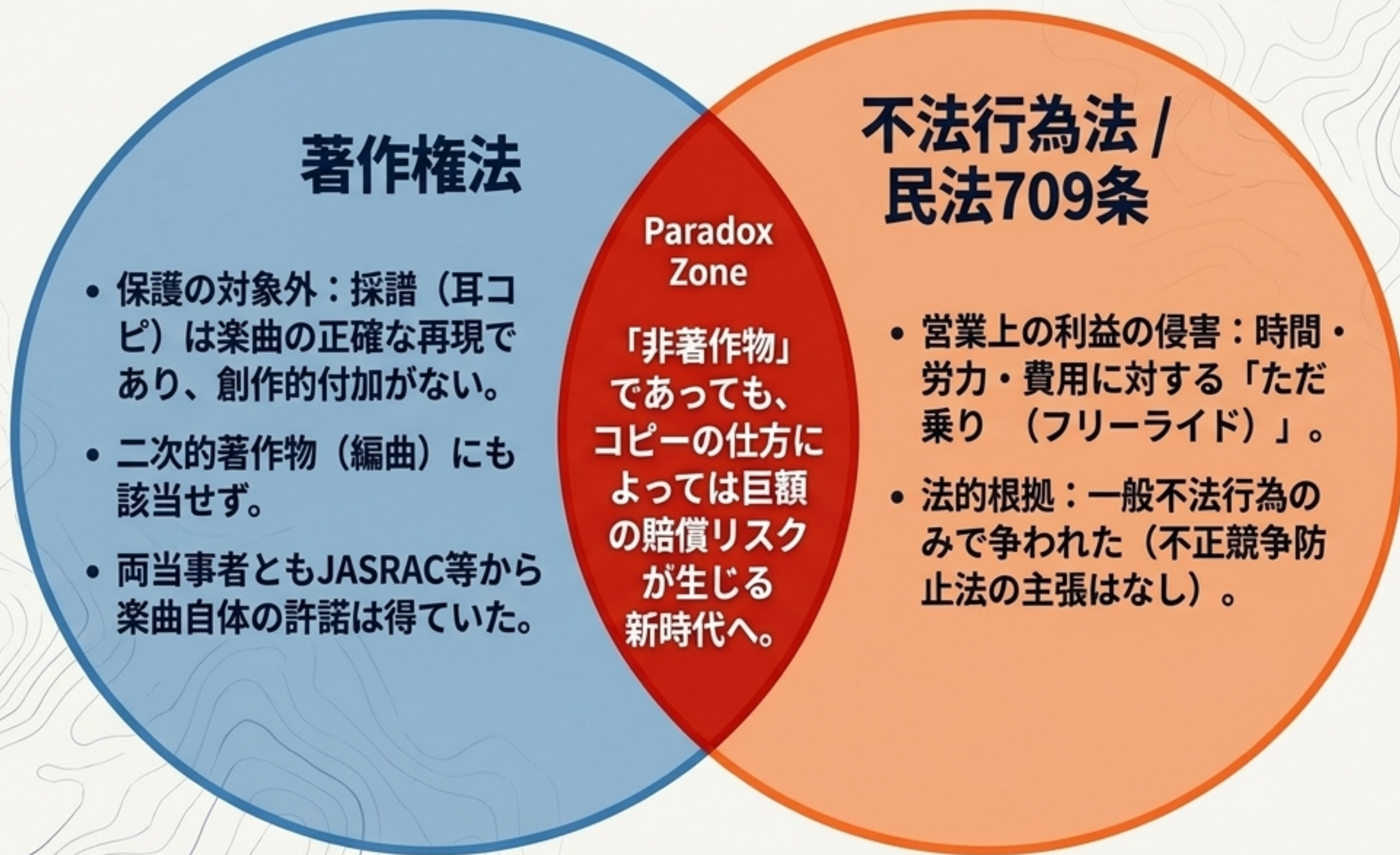
Point 1

著作権法で保護されない表現物の利用に対し、最高裁が初めて民法上の賠償責任を認定。

Point 2

無料公開し広告収入を得ていた行為を「自由競争の範囲を逸脱した営業業妨害（民法709条）」と判断。

法的パラドックス：著作権侵害ではないが、違法である



「ただ乗り（フリーライド）」の構造と事実認定

原告：フェアリー社

投資：JASRACへの
使用料支払い

労力：専門職による
「耳コピ」での地道な採譜

出力：バンドスコアの
市販（有料）

被告：GLNET社

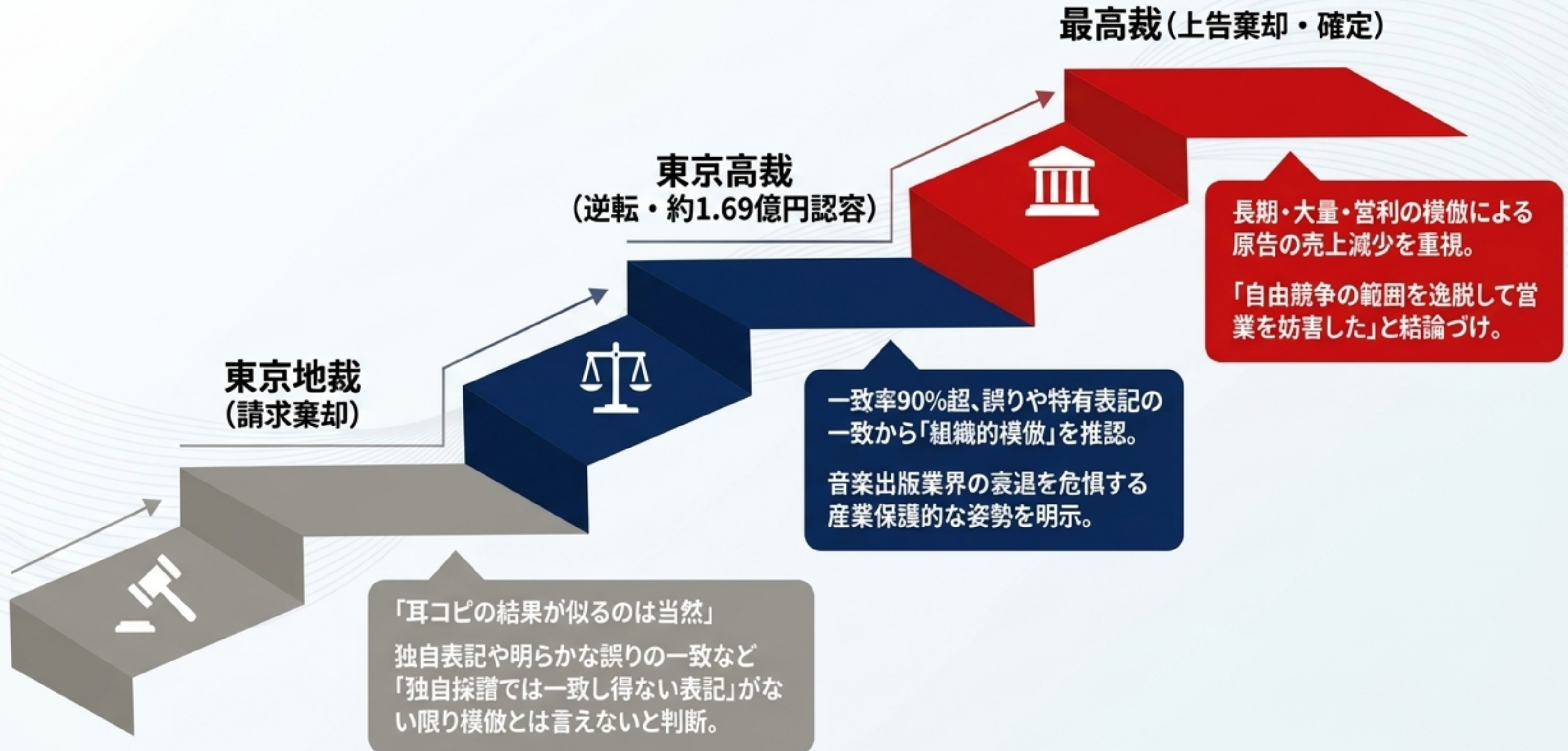
抽出：原告スコア
608曲を購入

即時公開：うち598曲を
購入当日～翌日以降に
「U-FRET」等のサイトへ公開

収益化：無料公開により
ユーザーを集め、
広告収入を獲得

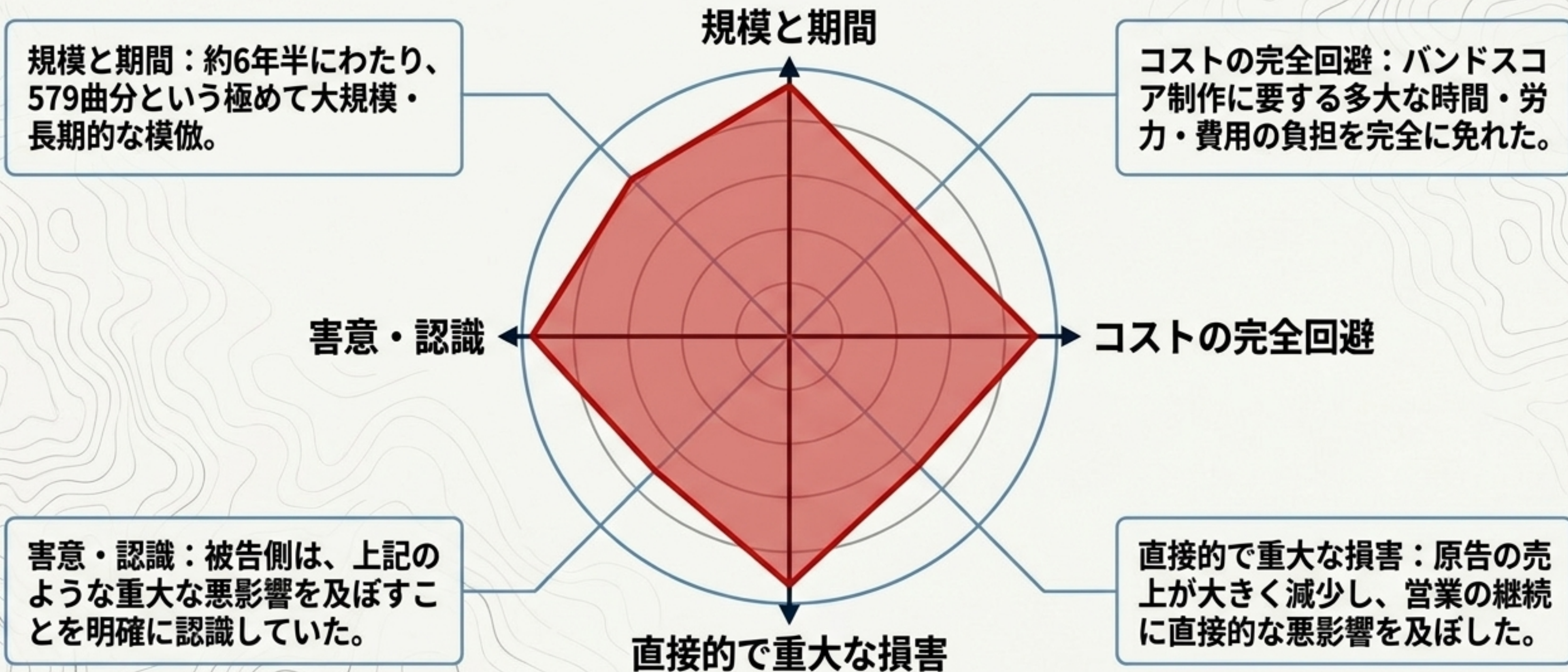
完全なコスト回避と、同一市場での直接的な顧客奪取（競合）が成立。

司法の評価の変遷：地裁での棄却から最高裁での確定まで



「特段の事情」を解説する：4つの閾値

合法的な自由競争から違法な営業妨害（不法行為）へと変わる境界線



判例の連続性：原則（自由）と例外（違法）の境界線

北朝鮮映画事件 (平成23年最高裁)	バンドスコア事件 (令和8年最高裁)
原則：著作権法が保護しない情報の利用は、原則として不法行為を構成しない。	例外の具体化：「自由競争の範囲を逸脱した営業妨害」に該当すれば不法行為となる。
利用行為は自由競争の範囲内（特段の事情なし）。	大量・営利・直接競合により自由競争を逸脱（特段の事情あり）。

本判決は判例変更ではない。平成23年判決の「裏側（逸脱が認められる場合）」を初めて具体的に示した歴史的マイルストーン。

法曹界の評価：拮抗する2つの視座

肯定的評価：フリーライドの抑止
Defense of Investment

前田哲男氏（早大）：「差額説的な損害」「悪質な行為態様」「著作権法とのバランス」の3要件を満たした妥当な結論。

長島・大野・常松法律事務所：ビジネスモデルを脅かす保護に値しない者を排除する「消極的評価」の結果。

批判的評価：司法の過度な介入
Chilling Effect

小泉直樹教授（慶大）：楽譜の版面への隣接権付与は過去に立法で見送られた。政策決定を司法が覆すことへの疑問。

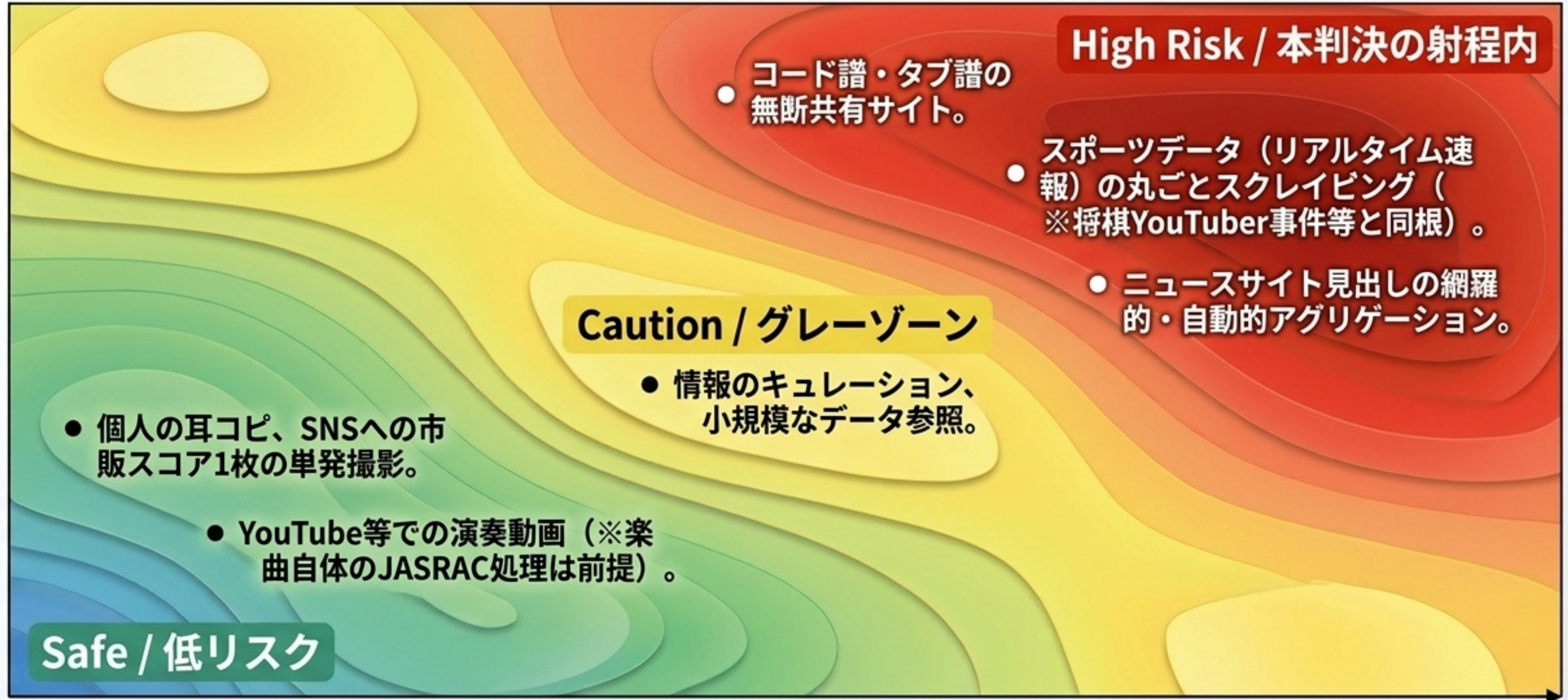
根岸裕一氏（日本弁理士会）：本件の「営業上の利益」は実質的な情報独占。不法行為法による過度な介入への懸念。

石井あやか弁護士：予測可能性の低下による、本来許される利用への萎縮（チリング・エフェクト）のおそれ。

業界別リスク・ヒートマップ

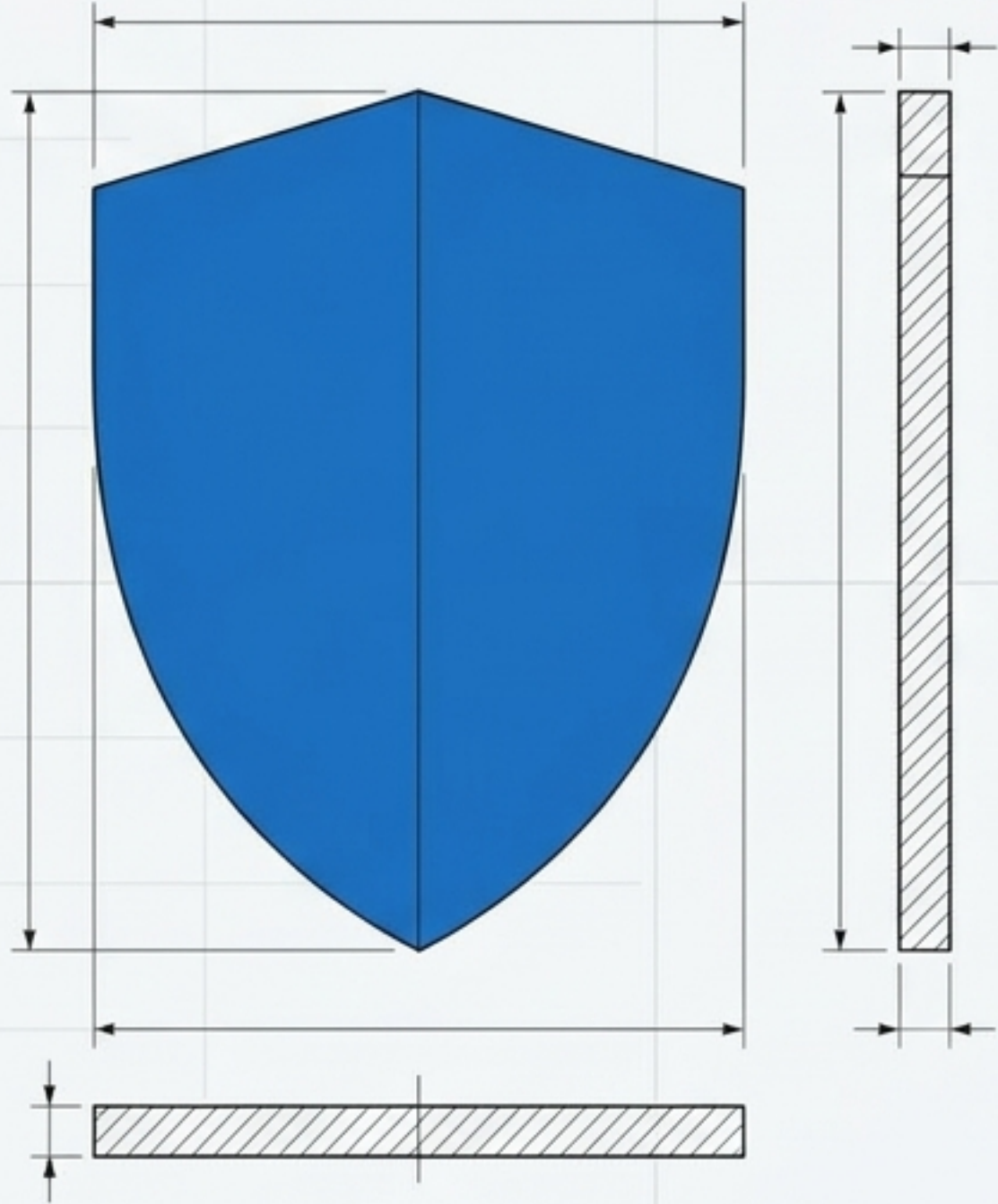
「労力の成果」の利用における不法行為リスクの可視化

Intent & Market: 個人的・非競合 → 営利・直接競合



X-Axis: Scale of Use: 単発的 → 網羅的・データベース的

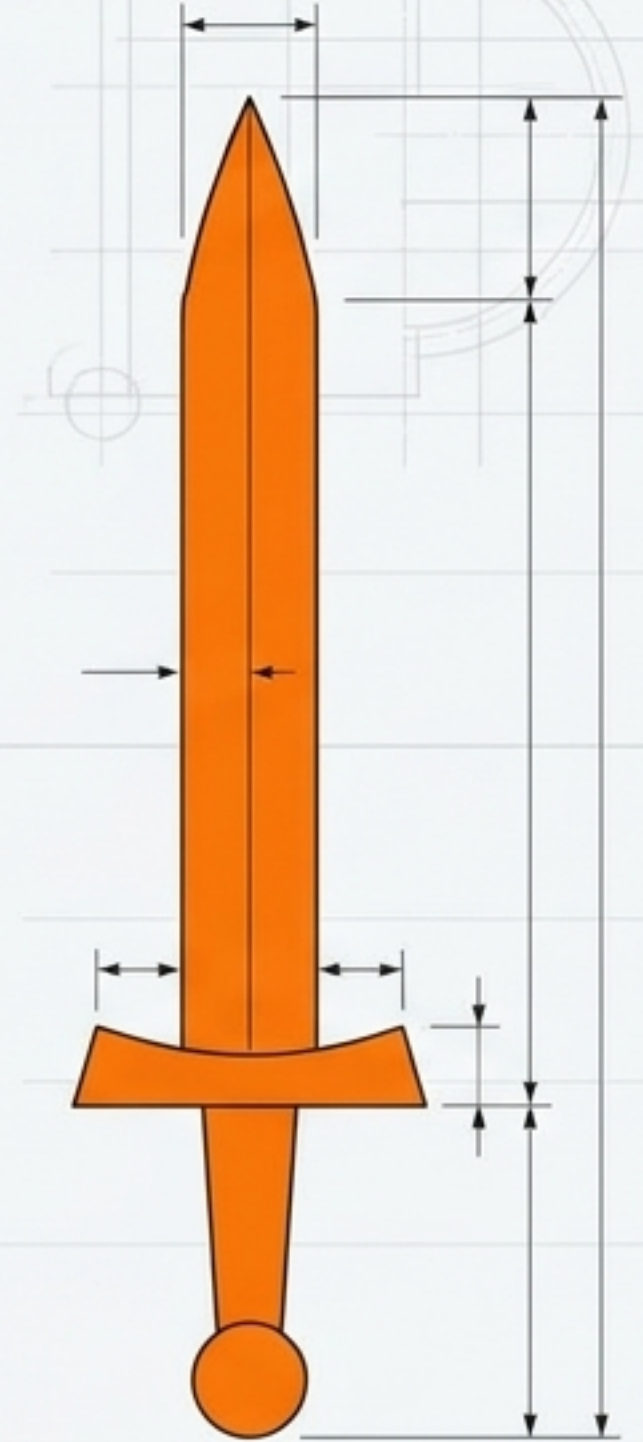
生成AIへの波及: AI学習は「特段の事情」になり得るか？



The Shield
(著作権法30条の4)

- AI学習は原則として広く許容されている(情報解析目的)。
- 立法が明確に「利用を許容する政策決定」をした領域であり、不法行為による介入には極めて慎重になるべき分野。

- 学習行為そのものが違法化するリスクは低い。
- ただし例外の例外: 特定の競合事業者の非著作物データ(投資の成果)を「丸ごと」スクレイピングし、1対1で直接競合するAIサービスを構築・提供した場合は、本判決の「顧客奪取(営業妨害)」の論理が援用されるリスクがある。

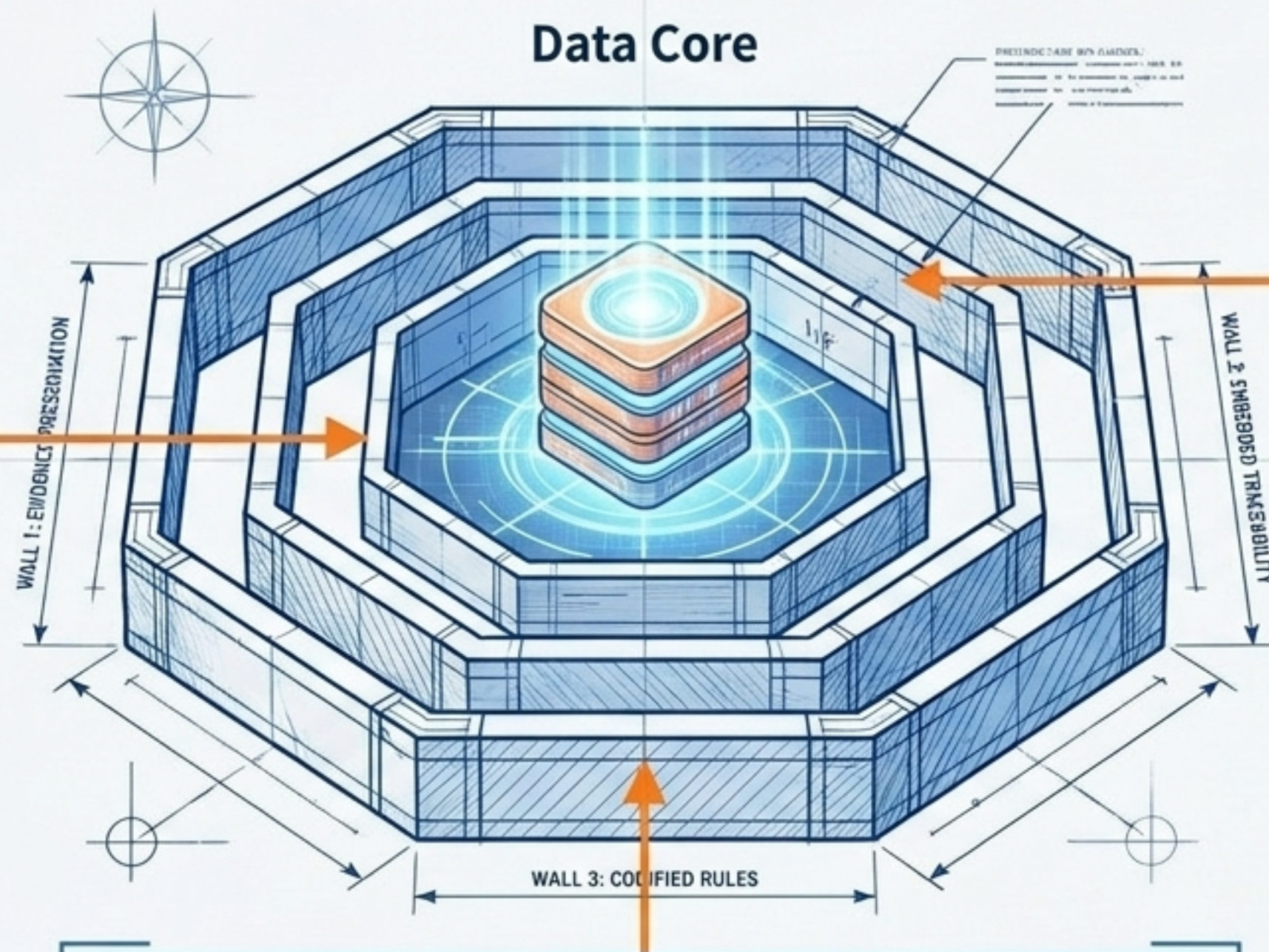


The Sword
(民法709条の例外)

防衛プレイブック：データ・コンテンツ保有者の戦略

著作権に頼らず「労力の成果」を守る3つの防壁

Wall 1 (証拠保全):
制作コストのトラッキング。採譜・収集に要した時間、人件費、売上推移のログを法務的証拠として厳密に保管する。

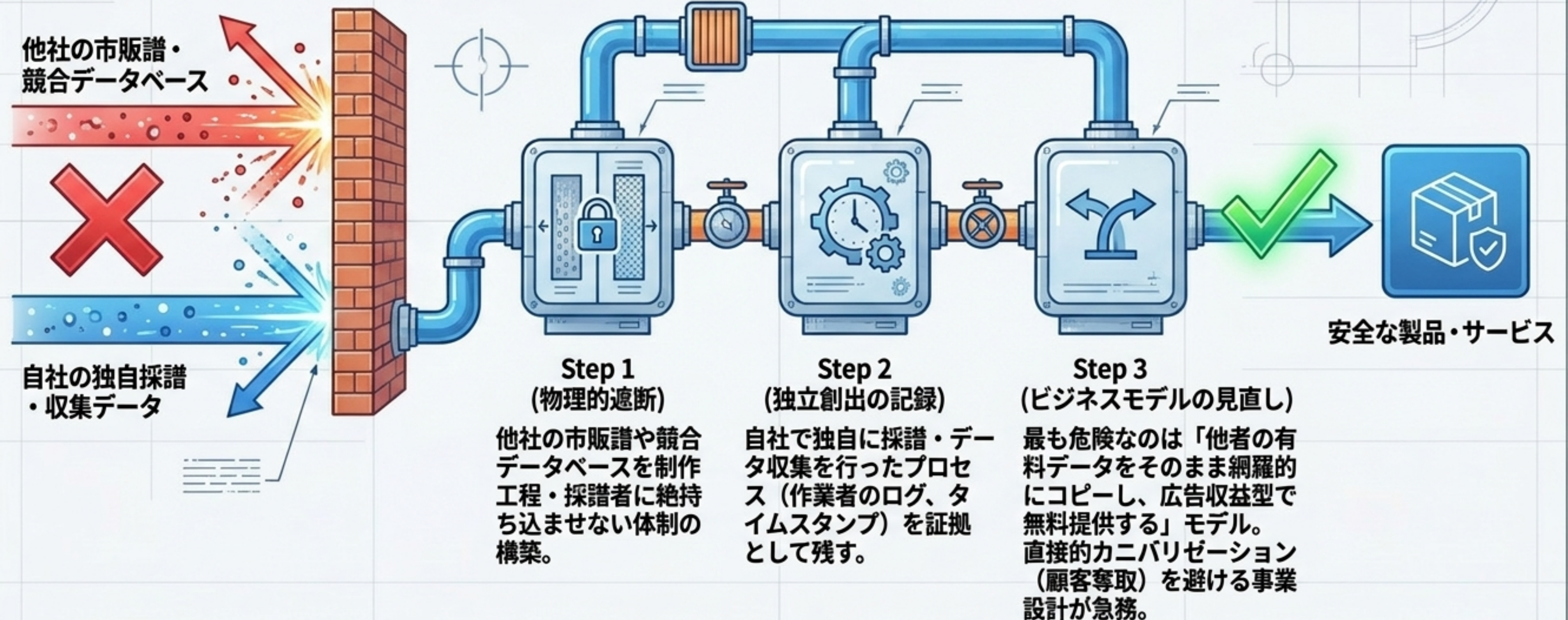


Wall 2 (トレーサビリティの埋め込み):
意図的な「透かし (Watermark)」の運用。独表記、管理された軽微な誤りなどを仕込み、「独自の収集・採譜では一致し得ない」状態を設計する。
(※二審での組織的模倣認定の決め手)

Wall 3 (ルール明文化):
許容する利用方法と禁止事項 (スクレイピング禁止等) をガイドラインや利用規約で外部へ明確に公表する。

コンプライアンス・プレイブック：プラットフォーム・収集者の戦略

フリーライド認定を回避する「クリーンルーム」運用



今後の注視ポイント：判決全文から読み解くべき3つの謎

現時点（報道ベース）では未解明な法的論点



Point 1（一般論の精緻なワーディング）
「自由競争の範囲を逸脱」という一般論が、どこまで厳格に定義・限定されているか。

Point 2（2条と6条の区別）
著作権法2条（定義に当たらない情報）と6条（保護を受ける著作物の範囲）の法的次元の違いに最高裁がどう言及したか（前田氏・上野氏の指摘事項）。

Point 3（個別意見の存在）
三浦守裁判長を含む4人の裁判官による補足意見が存在するかどうか。これが今後の射程を測る鍵となる。

The New Landscape：情報の「非保護領域」に引かれた新たな境界線



日本において「額に汗した労力の成果 (Sweat of the Brow)」が、不法行為法という強固な盾を得た。

これはデータクリエイターや一次情報保有者にとっては巨大な勝利である。しかし同時に、他者の生データを無濾過でアグリゲートするだけのプラットフォームやAIビジネスに対し、「コスト完全回避のビジネスモデルは致命的な法的リスクを伴う」という明確な警告を突きつけている。